

後発医薬品の使用促進について

1 平成20年度診療報酬改定において、保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等（以下「療養担当規則等」という。）により、

- ① 保険医については、投薬等を行うに当たって後発医薬品の使用を考慮する努力義務
- ② 保険薬剤師については、後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者に対する後発医薬品に関する説明義務及び調剤の努力義務を規定したところである。

しかしながら、検証部会が平成20年度に実施した「後発医薬品の使用状況調査」によると、一部に、後発医薬品を使用しないとの強い意思表示をしている医療機関・保険医や後発医薬品に関する患者への説明及び調剤に積極的でない薬局が見受けられる。

2 ついては、平成21年度の後発医薬品の使用促進策の一環として、別紙の取組に加えて、各地方厚生局が行う医療機関及び薬局に対する調査（適時調査）・指導（集団指導、集団的個別指導等）の機会を捉えて、以下のとおり、療養担当規則等における後発医薬品の使用促進に係る規定（以下「後発医薬品使用促進規定」という。）の遵守状況の確認や必要な指導を行うこととした。

（1）医科及び歯科

- ・ 調査・指導の際に、必ず外来患者及び入院患者に対する後発医薬品の使用状況（「後発医薬品への変更不可」欄に保険医の署名等がある処方せんの発行割合を含む。）を確認するとともに、後発医薬品使用促進規定の周知徹底と必要な指導を行うこと。

（2）薬局

- ・ 調査・指導の際に、必ず薬剤師による患者への後発医薬品に関する説明状況及び後発医薬品の調剤の状況を具体的に確認するとともに、後発医薬品使用促進規定の周知徹底と必要な指導を行うこと。
- ・ 特に、後発医薬品に関する説明については、患者が後発医薬品を選択しやすくなるよう丁寧な説明を行うよう指導すること。

（別紙）

平成21年度に実施する後発医薬品の使用促進策について

後発医薬品の使用促進のため、これまで、以下の施策を行ってきたところ。

- ① 「後発医薬品安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月：別添）に基づく後発医薬品の安定供給、品質確保等、主に企業に向けた施策
- ② 平成20年度診療報酬改定による処方せん様式の見直し等、主に医療関係者に向けた施策

平成21年度においては、これまで実施してきた施策に加えて、以下の取組を行う。

（1）保険者・患者（被保険者）に対する施策

- ① 保険者による被保険者（患者）に対する普及啓発等
 - ・ 「ジェネリック医薬品希望カード」を原則すべての被保険者に対して配布する等、保険者の取組が進むよう、各般の施策を実施。
 - ・ また、長期服用者に対する「後発医薬品に切り替えた場合の自己負担の差額のお知らせ」といった積極的な取組も促進。
- ② 後発医薬品の普及啓発のためリーフレットの作成・配布

（2）医療関係者等に対する施策

- ① 地域で薬局の後発医薬品取扱リスト等を作成し、地域内の医療機関で共有化することを推進
- ② 学会発表、研究論文等により、後発医薬品の品質に関する懸念を示す情報が得られた場合等において、厚生労働省において試験検査を実施し、その結果を公表
- ③ 都道府県における後発医薬品使用促進協議会の拡充
- ④ パンフレット・ハンドブックの作成・配布及び品質等に関するシンポジウムの開催

後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム（概要）

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%（現状から倍増）以上』という政府の目標達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

①安定供給

<p>医療現場の声</p> <p>発注から納品までに時間がかかることがある</p> <p>等</p>	国	<p>○安定供給の指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者からの苦情の受付、メーカーの指導・指導内容の公表 等
	後発品メーカー	<p>●納品までの時間短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸への翌日までの配送100%（19年度中） ・卸に在庫がない場合、卸への即日配送 75%（20年度中）
		<p>●在庫の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内在庫・流通在庫1か月以上（19年度中） ・品切れ品目ゼロ（21年度中）

②品質確保

<p>医療現場の声</p> <p>一部の後発品では、溶性・血中濃度が先発品と異なるのではないかと</p> <p>等</p>	国	<p>○後発品の品質に関する試験検査の実施・結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注射剤等を対象に、不純物に関する試験を実施 ・後発品の品質に関する研究論文等を収集整理し、また、「後発医薬品相談窓口」に寄せられた品質に関する意見等を検討の上、必要に応じ、試験検査を実施。
		<p>○一斉監視指導の拡充・結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び国の立入検査によるGMPに基づく指導 ・検査指定品目の拡充
	後発品メーカー	<p>●品質試験の実施・結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロット毎に製品試験を実施（19年度中） ・長期保存試験など、承認要件でない試験についても、未着手のものは、年度内に着手（19年度中）
		<p>●関連文献の調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連団体の医薬工業協会において、後発品の関連文献を調査・評価し、必要な対応を実施（19年度中）

③後発品メーカーによる情報提供

<p>医療現場の声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MRの訪問がない ・「先発メーカーに関して欲しい」など情報が先発メーカー頼み <p>等</p>	国	<p>○添付文書の充実を指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付文書には、添加物、生物学的同等性試験データ、安定性試験データ、文献請求先等を記載すること ・20年3月末までに改訂 → 後発品メーカーは、自主的に、19年12月までに前倒し対応
		<p>○後発品メーカーの情報提供体制の強化を指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発データ、収集した副作用情報、関係文献を整理・評価し、医療関係者へ情報する体制の強化
	後発品メーカー	<p>●医療関係者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験データ、副作用データについて、ホームページへの掲載等、資料請求への迅速な対応（19年度中）

④使用促進に係る環境整備

国	<p>○都道府県レベルの協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県レベルにおける使用促進策の策定・普及啓発を図るため、医療関係者、都道府県担当者等から成る協議会を設置
	<p>○ポスター・パンフレットによる普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者・国民向けポスター・パンフレットの作成・配布（19年度～）
後発品メーカー	<p>●「ジェネリック医薬品Q&A」を医療機関へ配布・新聞広告</p>

⑤医療保険制度上の事項

<p>これまでの取組</p>	<p>○後発医薬品を含む処方箋を診療報酬上評価（14年度～）</p>
	<p>○処方せん様式に「後発医薬品への変更可」のチェック欄を追加（18年度～）</p>
	<p>○後発品の品質に係る情報等に加え、先発品と後発品の薬剤料の差に係る情報を患者に文書により提供し、患者の同意を得て後発医薬品を調剤した場合に調剤報酬上評価（18年度～）</p>
	<p>○処方せん様式の変更の検討、薬局に対する在庫管理コストの評価の検討等、効果的な使用促進策を本年度中に中医協等で議論・決定。</p>

(参考)

後発医薬品の使用促進に係る規定について

○ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）

第二十条（診療の具体的方針）及び第二十一条（歯科診療の具体的指針）において、以下のとおり規定

- ・ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。
- ・ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

○ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）

第七条の二（後発医薬品の調剤）において、以下のとおり規定

- ・ 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

第八条（調剤の一般的方針）において、以下のとおり規定

- ・ 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品（注）である場合であって、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

注）薬価基準収載医薬品を指す。

1. 医科

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
21500BZ00101000	3D立体内視鏡装置	有限会社新興光器製作所	内視鏡
21500BZ00327000	多目的X線装置システムINNOVA	ジー・横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
21500BZ00327000			デジタル映像化処理装置
219AGBZX00090000	コーワ WX-1	興和株式会社	眼底三次元画像解析装置
22000BZX01355000	JMS輸液ポンプ OT-888	株式会社ジェイ・エム・エス	注入ポンプ(Ⅲ)
22000BZX01356000	JMS輸液ポンプ OT-808	株式会社ジェイ・エム・エス	注入ポンプ(Ⅲ)
220AABZX00193000	電子内視鏡 EC-3000MP	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00196000	電子内視鏡 EG-3000WR	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00208000	電子内視鏡 EC-250MP5	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00209000	電子内視鏡 EC-250WM5	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00216000	電子内視鏡 EC-590WM	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00220000	電子内視鏡 ER-270FP	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00241000	電子内視鏡 EN-450P5/20	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00248000	電子内視鏡 EB-470S	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00255000	電子内視鏡 ED-450XT8/B	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00256000	電子内視鏡 ED-530XT8	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00257000	電子内視鏡 EG-530NH	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00259000	電子内視鏡 EL-450FP	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00264000	電子内視鏡 EG-450G	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00267000	電子内視鏡 EG-450WR5/H	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00270000	電子内視鏡 EG-590ZW	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00275000	電子内視鏡 EL2-R410	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00277000	電子内視鏡 EC-250LP5	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00279000	電子内視鏡 EC-450LP5	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00291000	電子内視鏡 EC-450RD5/M	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00296000	内視鏡 FR-120F	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AFBZX00259000	広画角デジタル眼撮影装置 RetCam シェル	株式会社日本ルミナス	眼底カメラ(Ⅰ)
220AFBZX00260000	広画角デジタル眼撮影装置 RetCam II	株式会社日本ルミナス	眼底カメラ(Ⅱ)
220AGBZX00306000	コーワ nonmyd α-DⅢ	興和株式会社	眼底カメラ(Ⅰ)
220AKBZX00063000	フジカ-テック・ハルスオキシーター MD300C1	泉工医科貿易株式会社	ハルスオキシーター
220ALBZX00064000	フジカ-テック・ハルスオキシーター MD300C2	泉工医科貿易株式会社	ハルスオキシーター
22100BZX00016000	Aura オフサハミカヤケーサ	株式会社日本ルミナス	眼科用レーザー手術装置
22100BZX00090000	X線骨密度測定装置 LEXXOS	セテック株式会社	X線骨密度測定装置(Ⅱ)
22100BZX00200000	ハートスタート MRx	株式会社フリップスエレクトロニクスジャパン	除細動器
22100BZX00200000			心電計(Ⅱ)
22100BZX00200000			モニタ
22100BZX00245000	総合呼吸抵抗測定装置 MostGraph-01	フェスト株式会社	呼吸抵抗計
22100BZX00262000	ハットサイト モニタ BSM-6301 ライフスコープ TR	日本光電工業株式会社	モニタ
22100BZX00262000			体流量等測定装置(Ⅰ)
22100BZX00362000	自動体外式除細動器 AED-2100 カルジオライフ	日本光電工業株式会社	除細動器
221AABZX00029000	超音波診断装置 Viamo SSA-640A	ハナニック四国エレクトロニクス株式会社	超音波検査装置(Ⅱ)
221AABZX00045000	ノンコンタクトトノメータ NT-4000	株式会社ニテック	眼圧計
221ABBZX00039000	上部消化管汎用ビデオスコープ OLYMPUS GIF TYPE Y0023	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡
221ABBZX00043000	EndoEYE 腹腔・胸腔ビデオスコープ OLYMPUS LTF TYPE VP-S	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
221ABBZX00062000	日立MRイメージング装置 AIRIS Vento	株式会社日立メディコ	MRI装置
221ABBZX00063000	日立MRイメージング装置 OASIS	株式会社日立メディコ	MRI装置
221ABBZX00065000	デジタル式乳房X線撮影装置 Selenia	株式会社日立メディコ	診断用X線装置
221ABBZX00068000	エアウエイクネジメトモハイルスコープ OLYMPUS MAF TYPE GM	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡
221ABBZX00069000	エアウエイクネジメトモハイルスコープ OLYMPUS MAF TYPE TM	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡
221ABBZX00072000	日立MRイメージング装置 AIRIS Elite I-OP	株式会社日立メディコ	MRI装置
221ACBZX00012000	スキャンテック	朝日レントゲン工業株式会社	歯科X線線撮影デジタル映像化処理装置
221ACBZX00014000	超音波画像診断装置 HD15	株式会社フリップスエレクトロニクスジャパン	超音波検査装置(Ⅱ)
221ACBZX00018000	OEC 9900シリーズ	ジー・横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
221ACBZX00018000			デジタル映像化処理装置
221ACBZX00025000	据置型デジタル式汎用X線診断装置 Definition 6000	ジー・横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
221ACBZX00025000			デジタル映像化処理装置
221ACBZX00025A01	据置型デジタル式汎用X線診断装置 Definition 6000	ジー・横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
221ACBZX00025A01			デジタル映像化処理装置
221ACBZX00029000	X線CT組合せ型PET/CT装置 Discovery PET/CT 600	ジー・横河メディカルシステム株式会社	PET/CT装置
221ACBZX00029000			CT撮影装置
221ACBZX00033000	超音波画像診断装置 CXシリーズ	株式会社フリップスエレクトロニクスジャパン	超音波検査装置(Ⅱ)
221ACBZX00034000	フリップス CT装置 MXシリーズ	株式会社フリップスエレクトロニクスジャパン	CT撮影装置
221ADBZX00028000	AEPモニタ	フクダ電子株式会社	誘発反応測定装置
221ADBZX00030000	マルチカスモジュール PoetIQ	フクダ電子株式会社	モニタ
221ADBZX00034000	カーディオライト ESP-300DX	フクダ電子株式会社	心電計(Ⅱ)
221AGBZX00064000	スーパードライアー PX	東京医研株式会社	光線治療器(Ⅰ)
221AGBZX00064000			光線治療器(Ⅱ)
221AHBZX00001000	エキシライトマイクロ	株式会社ウイズ・アス	光線治療器(Ⅱ)
221AIBZX00022000	レンズスター LS900	ジャパンフォーカス株式会社	角屈曲率半徑計測装置
221AIBZX00022000			電子瞳孔計
221AKBZX00043000	デルマレイ-400	東芝医療用品株式会社	光線治療器(Ⅱ)
221AKBZX00060000	サーフィン PO	株式会社小池メディカル	ハルスオキシーター
221ABBZX00048000	大腸ビデオスコープ OLYMPUS PCF TYPE Y0013	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
21400BZY00498000	スクリューシステム	ナカシマテック株式会社	060 固定用内副子(スクリュー) (1)一般スクリュー(生体用合金I)	¥7,280
21600BZY00181000	LIV APDキック	ハクスター株式会社	001 腹膜透析液交換セット(1)交換キット	¥577
21600BZY00687000	エースクラップSスパイナルシステム	エースクラップ株式会社	064 脊椎固定用材料(4)椎体フック	¥78,600
21700BZY00596000	MEDACTA フェモラルヘッド CoCr	クワダシステム株式会社	057 人工股関節用材料(2)大腿骨側材料 ③ 大腿骨ステムヘッド	¥122,000
21700BZY00630000	MEDACTA フェモラルヘッド SS	クワダシステム株式会社	057 人工股関節用材料(2)大腿骨側材料 ③ 大腿骨ステムヘッド	¥122,000
21800BZY10034000	クワダ バイオラック	クワダシステム株式会社	057 人工股関節用材料(2)大腿骨側材料 ④ 人工骨頭用イバイローラック	¥150,000
21800BZY10060000	コンチネンツァー フラットカブ	日本ストライク株式会社	057 人工股関節用材料(1)骨盤側材料 ③ ライナー	¥67,400
21800BZY10045000	骨髄移植材料オスクリオン60	オシノメディカル株式会社	078 人工骨(1)汎用型 ② 吸収型 I 多孔体	1mL当たり ¥16,400
21800BZY10087000	人工膝関節(PSM)	ナカシマテック株式会社	058 人工膝関節用材料(1)大腿骨側材料 ② 全置換用材料(II)	¥334,000
21800BZY10087000			058 人工膝関節用材料(2)脛骨側材料 ② 全置換用材料(II)	¥199,000
21800BZY10087000			058 人工膝関節用材料(3)膝蓋骨材料 ② 膝蓋骨置換用材料(II)	¥48,600
21800BZY10087000			058 人工膝関節用材料(4)インサート	¥73,300
21900BZG00010000	ラクトソープ	株式会社メディカルユートイ	080 合成吸収性骨片接合材料(10)シート・メッシュ型(I)	¥76,160
21900BZG00010000			080 合成吸収性骨片接合材料(11)シート・メッシュ型(II)	¥118,650
219AIBZX00085000	VHK 静脈ハードシリンジャー	マクシマ株式会社	127 人工心臓回路(6)個別機能品 ③ ハードシリンジャー	¥41,300
22000BZX01131000	セルフレック人工指関節(Co-Cr-Mo合金型)	ナカシマテック株式会社	068 人工指関節用材料(1)人工手指関節用材料 ② その他の人工手指関節用材料 ア 近位側材料	¥122,000
22000BZX01131000			068 人工指関節用材料(1)人工手指関節用材料 ② その他の人工手指関節用材料 イ 遠位側材料	¥100,000
220AABZX00342000	胃腸カテーテル	クワイエティック株式会社	037 交換用胃腸カテーテル(1)胃留置型 ② バルーン型	¥8,740
220ABBZX00335000	セオンENカテーテル	セオン株式会社	026 栄養カテーテル(1)経鼻用 ① 一般用	¥204
220ABBZX00335000			005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル(1)経鼻用 ① 一般用	¥204
220ABBZX00335000			026 栄養カテーテル(1)経鼻用 ③ 経腸栄養用	¥1,670
220ABBZX00335000			005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル(1)経鼻用 ③ 経腸栄養用	¥1,670
220ADBZX00113000	ペンローズドレインAR	富士システム株式会社	029 吸引留置カテーテル(2)受動吸引型 ① フィルム・チューブドレイン イ チューブ型	¥976
220AIBZX00057000	ユージンシリコンフローバルーンカテーテル	株式会社ユージンメディカル	039 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル(6)圧迫止血	¥4,530
220AIBZX00057000			018 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル(6)圧迫止血	¥4,530
220AIBZX00073000	心内血腫血腫 HC	マクシマ株式会社	127 人工心臓回路(6)個別機能品 ④ カードイオトミリーザー	¥37,100
22100BZ10004000	エクシモフ ロックシステム	株式会社佐多商会	065 人工肩関節用材料(2)上腕骨側材料	¥624,000
22100BZX00095000	JMS BIOPEPシリーズ Neo	株式会社ジェイ・エム・エス	006 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む)。(1)ダイアライザー ⑤ ホローファイバー型及び積層型(キール型)(膜面積1.5ml未満)(V)	¥1,890
22100BZX00095000			006 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む)。(1)ダイアライザー ⑩ ホローファイバー型及び積層型(キール型)(膜面積1.5ml以上)(V)	¥2,020
22100BZX00095000			040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む)。(1)ダイアライザー ⑤ ホローファイバー型及び積層型(キール型)(膜面積1.5ml未満)(V)	¥1,890
22100BZX00095000			040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む)。(1)ダイアライザー ⑩ ホローファイバー型及び積層型(キール型)(膜面積1.5ml以上)(V)	¥2,020
22100BZX00190000	ALN 下大静脈フィルター回収器具キット	リウクン株式会社	133 血管内手術用カテーテル(8)血管内異物除去用カテーテル ② 大血管用	¥50,700
22100BZX00235000	ハードスタート MFX	株式会社フリップスエレクトロニクスジャパン	115 体表面ベネンク用電極	¥4,450
22100BZX00207000	大転子クランプ	ナカシマテック株式会社	075 固定用金属線(2)大転子専用締結器	¥141,000
22100BZX00214000	ET PTCA バルーンカテーテル	有限会社エドテック	130 心臓手術用カテーテル(1)経皮的冠動脈形成術用カテーテル ① 一般型	¥127,000
22100BZX00233000	セファールSR	セント・ジュード・メディカル株式会社	112 ベースメーカ(2)シングルチャンバ(II型)	¥1,030,000
22100BZX00234000	セファールDR	セント・ジュード・メディカル株式会社	112 ベースメーカ(6)デュアルチャンバ(IV型)	¥1,330,000

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
22100BZX00235000	AO TeleFix システム(滅菌)	シメス株式会社	064 脊椎固定用材料(3)脊椎プレート(L)	¥165,000
22100BZX00235000			064 脊椎固定用材料(5)脊椎スクリュー(固定型)	¥87,000
22100BZX00236000	AO Pangea Cannulated Screw システム(滅菌)	シメス株式会社	064 脊椎固定用材料(1)脊椎ロッド	¥52,800
22100BZX00236000	AO Pangea Cannulated Screw システム(滅菌)		064 脊椎固定用材料(6)脊椎スクリュー(可動型)	¥114,000
22100BZX00237000	ザミットネロトセメントシステム	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	057 人工股関節用材料(2)大腿骨側材料 ① 大腿骨ステム(I)	¥576,000
22100BZX00238000	デハネーサール尿管留置システム E640000	オリンメディカルシステムズ株式会社	034 胆道ステントセット(1)一般型 ② 一時留置型 ア ステン	¥5,840
22100BZX00246000	ネオホーンX	株式会社エム・エム・ディー	078 人工骨(1)汎用型 ① 非吸収型 I 多孔体	1mL当たり ¥16,900
22100BZX00246000			078 人工骨(2)専用型 ④ 椎弓-棘間用	¥44,800
22100BZX00246000			078 人工骨(2)専用型 ⑤ 椎体固定用 A 1 椎体用	¥207,000
22100BZX00246000			078 人工骨(2)専用型 ⑦ 肋骨-胸骨-四肢骨用	¥32,300
22100BZX00247000	エンペバーコナリステントシステム	日本外トラコック株式会社	130 心臓手術用カテーテル(3)冠動脈用ステントセット ③ 再狭窄抑制型	¥378,000
22100BZX00249000	AO Synapse システム(滅菌)	シメス株式会社	064 脊椎固定用材料(4)椎体フック	¥78,600
22100BZX00249000			064 脊椎固定用材料(6)脊椎スクリュー(可動型)	¥114,000
22100BZX00249000			064 脊椎固定用材料(7)脊椎コネクタ	¥49,000
22100BZX00249000			064 脊椎固定用材料(8)トランスバース固定器	¥75,500
22100BZX00249000			064 脊椎固定用材料(1)脊椎ロッド	¥52,800
22100BZX00250000	エンプライズ DR+	クワダ電子株式会社	112 ベースメーカ(6)デュアルチャンバ(IV型)	¥1,330,000
22100BZX00251000	エンプライズ SR+	クワダ電子株式会社	112 ベースメーカ(2)シングルチャンバ(II型)	¥1,030,000
22100BZX00253000	AO Pangea Mono Axial Screw システム(滅菌)	シメス株式会社	064 脊椎固定用材料(5)脊椎スクリュー(固定型)	¥87,000
22100BZX00253000	AO Pangea Mono Axial Screw システム(滅菌)		064 脊椎固定用材料(4)椎体フック	¥78,600
22100BZX00253000			064 脊椎固定用材料(1)脊椎ロッド	¥52,800
22100BZX00253000			064 脊椎固定用材料(7)脊椎コネクタ	¥49,000
22100BZX00253000			064 脊椎固定用材料(8)トランスバース固定器の一部(※)	¥75,500 ※
22100BZX00254000	マルチホールネールシステム(γ線滅菌)	ナカシマテック株式会社	073 髄内釘(1)髄内釘 ② 横止め型	¥197,000
22100BZX00254000			073 髄内釘(2)横止めスクリュー ① 標準型	¥26,900
22100BZX00254000			073 髄内釘(3)ワッシャーナット	¥24,400
22100BZX00255000	AO USS II Dual-Opening Screw システム(滅菌)	シメス株式会社	064 脊椎固定用材料(5)脊椎スクリュー(固定型)	¥87,000
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料(4)椎体フック	¥78,600
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料(8)トランスバース固定器の一部(※)	¥75,500 ※
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料(9)椎体ステープル	¥47,700
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料(7)脊椎コネクタ	¥49,000
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料(10)椎体ワッシャー	¥14,600
22100BZX00259000	プロテック II	セント・ジュード・メディカル株式会社	112 ベースメーカ(7)トリプルチャンバ	¥1,540,000
22100BZX00263000	プロテック CRT-P	クワダ電子株式会社	112 ベースメーカ(7)トリプルチャンバ	¥1,540,000
22100BZX00264000	MANITISスライシステム	日本ストライク株式会社	064 脊椎固定用材料(6)脊椎スクリュー(可動型)	¥114,000
22100BZX00264000			064 脊椎固定用材料(1)脊椎ロッド	¥52,800
22100BZX00265000	メイト機構遠位端アードシステム(滅菌)	メイト株式会社	060 固定用内副子(スクリュー) (1)一般スクリュー(生体用合金I)	¥7,280
22100BZX00265000			061 固定用内副子(プレート) (7)骨髄用プレート(生体用合金I)	¥96,100
22100BZX00355000	TALENT 胸部ステントグラフトシステム	日本外トラコック株式会社	146 大動脈用ステントグラフト(1)胸部大動脈用ステントグラフト	¥1,620,000
22100BZX00363000	キープカプセル内視鏡	キープイメージング株式会社	148 カプセル型内視鏡	¥77,200
22100BZY00002000	コロレックス	ビー・ラウエー・スクラップ株式会社	130 心臓手術用カテーテル(3)冠動脈用ステントセット ① 一般型	¥258,000
221ABZXX00088000	ドレナージュ PBD-Y0002	オシノメディカルシステムズ株式会社	033 経皮的又は経内視鏡的胆管等レナージュ用カテーテルセット(4)経鼻法セット	¥26,300
221ABZXX00089000	3ル・メタルン B-Y0004	オシノメディカルシステムズ株式会社	136 胆道結石除去用カテーテルセット(2)経内視鏡バルーンカテーテル ② トリプルルーメン	¥48,500
221ADBZX00023000	PV707気管内チューブ	富士システム株式会社	027 気管内チューブ(1)カフあり ② カフ上部吸引機能なし	¥1,090
221ADBZX00023000			027 気管内チューブ(2)カフなし	¥717

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
221AIBZX0001000	ユニオン膀胱尿道セット	株式会社ユニオンメディカル	031 腎臓又は膀胱瘻用カテーテル及びカテーテルセット(3) 造設用セット	¥19,700
221AIBZX00019000	ホーテックス・気管チューブ	スミスリイカルシヤン株式会社	027 気管内チューブ(1) カフあり(1) カフ上部吸引機能あり	¥2,760

※当該製品は、決定機能区分を満たす医療材料の一部であるため当該製品単体では算定できないが、保険記載されている他の製品と組合せたものが、当該決定機能区分に該当する場合において、当該償還価格を算定できるものである。

2. 歯科

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分
22113BZX00012000	スキャンXデュオ	朝日レントゲン工業株式会社	歯科エックス線撮影デジタル映像処理装置

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
21400BZY00170000	タイタニール	山八歯材工業株式会社	019 矯正用線(特殊角型)	1本 ¥432
21400BZY00170000			018 矯正用線(特殊丸型)	1本 ¥370
21400BZY00171000	コルネロイール	山八歯材工業株式会社	017 矯正用線(角型)	1本 ¥261
21400BZY00171000			016 矯正用線(丸型)	1本 ¥393
220AGBZX00357000	リゾニール	Ivoclar Vivadent株式会社	049 歯科充填用材料 I	1g ¥704
221AABZX00034000	シーラー M17IL	株式会社シーシーケルプロダクト	049 歯科充填用材料 I	1g ¥704
221AFBZX00021000	ヘイス HI	山八歯材工業株式会社	041 義歯床用アクリック樹脂(粉末 JIS適合品)	1g ¥5
221AFBZX00021000			042 義歯床用アクリック樹脂(液 JIS適合品)	1mL ¥4
221AFBZX00028000	イリジン II	株式会社ガイスト	042 義歯床用アクリック樹脂(液 JIS適合品)	1mL ¥4
221AFBZX00028000			041 義歯床用アクリック樹脂(粉末 JIS適合品)	1g ¥5
221AKBZX00068000	日本セブシールバー	堤田貴金属工業株式会社	012 歯科矯正用合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	1g ¥106
221AKBZX00067000	シーシー G-ルーティング	株式会社シーシー	046 歯科用合着・接着材料 I(粉末・液)	1g ¥441

臨床検査の保険適用について

区分E2 (新方法) (測定方法が新しい項目)

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
シアル化糖鎖抗原KL-6	ラテックス凝集比濁法	血清中のシアル化糖鎖抗原KL-6の測定	120点

- 保険適用希望業者 積水メディカル株式会社
- 参考点数 D007 血液化学検査 22 シアル化糖鎖抗原KL-6 120点
- 判断料 D026 3 生化学的検査 (I) 判断料 144点 (月1回に限る)

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

○ シアル化糖鎖抗原KL-6

区分：E2 (新方法) (測定方法が新しい項目)

測定内容：血清中のシアル化糖鎖抗原KL-6の測定

主な対象：間質性肺炎が疑われる患者及び治療中の患者

有用性：

シアル化糖鎖抗原KL-6の測定は、EIA (Enzyme immuno assay) 法又はECLIA (Electrochemiluminescence immuno assay) 法によるものが保険適用になっている。今回はそれに加え、ラテックス凝集比濁法において薬事法上の承認がされたところである。ラテックス凝集比濁法によるKL-6の測定は、従来の二法と高い相関を示す一方、既知濃度の測定するときは既知濃度の85%~115%と高い正確性を示し (従来法80%~120%)、検体前処理が不要で、測定時間が10分と大幅に短縮され (従来法は2時間半以上)、院内検査等により結果が即日診療に反映可能となるなど、臨床上のメリットがある。

参考：

KL-6は1985年に河野らが発見したシアロ糖蛋白抗原であり、II型肺胞上皮細胞等に発現する分子量100万以上の巨大分子で、クラスター9に分類されているMUC-1に属するムチンである。間質性肺炎で血清中のKL-6値は、健康者及び他の呼吸器疾患に比較して有意に高く、感度及び特異度の分析において、血清中のKL-6値は診断的有用性の高い指標であることが確認されている。さらに、血清中のKL-6値は間質性肺炎の活動性症例では非活動性症例に比較して有意に高いことから疾患活動性の把握に利用されている。

臨床検査の保険適用について

区分E3（新項目）（測定項目が新しい項目）

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
尿中サイトケラチン8・ サイトケラチン18総量	EIA法	尿中のサイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定	160点

- 保険適用希望業者
- 参考点数
- 判断料

- ヤマサ醤油株式会社
- D009 腫瘍マーカー 7 尿中NMP22精密測定 160点
- D026 4 生化学的検査(Ⅱ)判断料 144点(月1回に限る)

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

- 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量
区分：E3（新項目）（測定項目が新しい項目）

測定内容：尿中のサイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定

主な対象：移行上皮膀胱癌患者

有用性：

尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18は、新たな尿路上皮膀胱癌のマーカーとして既存マーカー(尿中BTAやNMP22)にない高い感度と特異度を有し、初期診断マーカーとして優れている。

参考：

膀胱癌の診断において膀胱鏡検査は最も確実な診断法であるが、検査費用が高くかつ侵襲的検査であることから、他の確実性の高い検査により不必要な膀胱鏡検査を除外することが望まれている。尿細胞診は膀胱癌に対する感受性が低いため、膀胱鏡検査を十分補う検査とはなっていない。

現在薬事法上の承認を受けている腫瘍マーカーとしては尿中BTAとNMP22がある。尿中BTA検査は膀胱癌により破断された基底膜の尿中断片複合体を検出する検査である。また、NMP22(Nuclear Matrix Protein 22)とは細胞死に伴い可溶化型となり尿中へ移行する細胞核内蛋白で、尿中NMP22検査は同蛋白を検出する。今回のサイトケラチン8・サイトケラチン18は細胞骨格を形成するフィラメントの構成蛋白の一つで、上皮性組織に由来する癌細胞内に高濃度で検出される蛋白である。

DPCにおける高額な新規の医薬品等への対応について

- 1 新規に薬価収載された医薬品等については、DPCにおける診療報酬点数表に反映されないことから、以下の基準に該当する医薬品等を使用した患者については、包括評価の対象外とし、出来高算定することとしている。

前年度に使用実績のない医薬品等については、当該医薬品等の標準的な使用における薬剤費（併用する医薬品も含む）の見込み額が、使用していない症例の薬剤費の平均+1SDを超えること。

- 2 効能追加の薬事承認がされた医薬品のうち、アリムタ注射用500mg(ペメレキセドナトリウム水和物)及びネクサバル錠200mg(ソラフェニブトシル酸塩)については、新規に追加された効能に対して使用した場合は、この基準に該当するため、当該効能に対して本剤を使用した患者については、出来高算定することとする。

<参考>

(1)アリムタ注射用500mg(ペメレキセドナトリウム水和物)

- ・追加となった効能・効果：
切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌
- ・用法・用量：
1日1回500 mg/m² (体表面積) を10分間かけて点滴静注し、少なくとも20日間休薬する。これを1コースとして投与を繰り返す。
- ・薬価：
500mg 1瓶 240,300円
- ・標準的な費用：
 $500 \text{ mg/m}^2 \times 1.5 \text{ m}^2 = 750 \text{ mg} \rightarrow 2\text{バイアル}$
 $240,300\text{円}/1\text{バイアル} \times 2\text{バイアル} = \underline{\text{約48万円}}$
※ 成人の標準的体表面積を1.5m²として算出
- ・当該医薬品を使用するDPCでの診断群分類：
MDC04 呼吸器系疾患
(040040xx9904xx, 040040xx9914xx, 040040xx97x4xx)
- ・当該医薬品を使用していない症例の薬剤費（平均+1SD）：
46.067点

(2)ネクサバル錠200mg(ソラフェニブトシル酸塩)

- ・追加となった効能・効果：
切除不能な肝細胞癌
- ・用法・用量：
1回400mgを1日2回経口投与する。
- ・薬価：
200mg 1錠 5,426.20円
- ・標準的な費用：
 $5,426.20\text{円}/200\text{mg錠} \times 4/\text{日} \times 14.2\text{日} = \underline{\text{約30.8万円}}$
※ 該当診断群分類の平均在院日数は、14.2日
- ・当該医薬品を使用するDPCでの診断群分類：
MDC06 消化器系疾患, 肝臓・胆道・膵臓疾患
(060050xx99x30x, 060050xx99x31x, 060050xx9703xx, 060050xx9713xx,)
- ・当該医薬品を使用していない症例の薬剤費（平均+1SD）：
22.669点

大臣官房統計情報部企画課審査解析室長 殿

保険局医療課保険医療企画調査室長

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)に係る調査客体の抽出について

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)を別添調査要綱(病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局分)により実施する予定であるので、調査客体の抽出についてご協力方宜しくお願いいたします。

なお、病院、一般診療所、歯科診療所については、医療施設調査の医療機関情報に基づき調査対象施設の名簿の作成を依頼する(指定統計調査等調査票使用申請書の提出については、別途行うこととする。)

また、保険薬局については、「医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)」の基本データに基づき調査対象施設の名簿の作成を依頼する(届出統計調査等調査票使用申請書の提出については、別途行うこととする。)

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関(特定機能病院及び歯科大学病院は除く)であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者(個人、法人)の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成21年6月の1月間と平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の1年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神科であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

調査客体の抽出条件について

1 調査対象

社会保険の診療を行っている医療機関及び保険薬局
医療施設調査(静態・動態:病院・一般診療所・歯科診療所)のデータにおいて「社会保険診療等の状況」欄の「1 保険医療機関」に○が付されている施設を抽出。
医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の基本データにおいて1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数(支払基金分+国保中央会分)が300件以上の保険薬局を抽出。

2 除外される施設

- (1) 開設者が医育機関
医療施設調査(静態・動態:病院)のデータにおいて、「開設者」が「医育機関」に該当している病院
(2) 特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関
① 医療施設調査(静態・動態:一般診療所)のデータにおいて、「開設者」が「会社」に該当している一般診療所
② 老人ホーム内にある診療所
※ 名称に「老人ホーム」がつく一般診療所を除外
③ 障害者施設等内にある一般診療所
※ 名称に「障害者」「障害児」がつく一般診療所を除外
④ その他特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関
※ 名称に「・・・医務室」がつく一般診療所を除外
(3) 感染症病床のみを有する病院
医療施設調査(静態・動態:病院)のデータにおいて許可病床数のうち全てが感染症病床である病院
(4) 結核療養所
医療施設調査(静態・動態:病院)のデータにおいて許可病床数のうち全てが結核病床である病院
(5) 原爆病院、診療所
※ 名称に「原爆」がつく病院、一般診療所
(6) 自衛隊病院、診療所

※ 名称に「自衛隊」がつく病院、一般診療所

(7) その他特殊な病院等

- ① ハンセン病療養所
※ 名称に「国立療養所」がつく病院
② 療養園
※ 名称に「療養園」がつく病院
③ 重症心身障害児施設
※ 名称に「重症心身障害児施設」がつく病院
(8) 刑務所に設置されている一般診療所、歯科診療所
※ 名称に「刑務所」がつく一般診療所、歯科診療所
(9) 船内に設置されている一般診療所、歯科診療所
医療課で除外
(10) 歯科併設の一般診療所
医療施設調査(静態・動態:一般診療所)のデータにおいて診療科目のうち「歯科」「矯正歯科」「小児歯科」「歯科口腔外科」に該当している施設
(11) 臨床検査センター
医療施設調査(静態:一般診療所)のデータにおいて診療所の種類が「検査業務を主とする診療所」に該当している施設
(12) 夜間診療所
医療施設調査(静態:一般診療所、歯科診療所)において「表示診療時間の状況」が18時以降のみに該当している施設
(13) 巡回診療所
医療施設調査(静態:一般診療所)において「診療所の種類」が「巡回診療を専らとする診療所」に該当している施設
(14) 1月の診療時間が100時間未満
医療施設調査(静態:一般診療所、歯科診療所)において「表示時間の状況」の「表示診療時間の状況」において1月の診療時間が100時間未満と推定される施設(別紙1)
(15) 特定の期間(季節)にのみ診療を行う一般診療所
医療施設調査(静態・動態:一般診療所)のデータにおいて「特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所」に該当している施設

3 層化

(1) 共通

主たる診療科目の区分については、医療施設調査(静態・動態:一般診療所)の診療科目の情報から区分

- ① 全国の都道府県を9地区に区分
・ 病院・一般診療所・歯科診療所については医療施設調査(静態・動態)における都道府県番号で層化
・ 保険薬局については医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の基本データにおける都道府県番号で層化
② 全国を国家公務員の地域手当の級地区分とその他の地域に分類
・ 病院・一般診療所・歯科診療所については医療施設調査(静態・動態)における市町村番号で層化(別紙2)
・ 保険薬局については医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の基本データにおける住所内容で層化
(2) 病院
① 特定機能病院、歯科大学病院、子ども病院、DPC対象病院の抽出
医療課においてリストを作成
② 介護療養施設サービス事業を行っている病院、行っていない病院の区分
介護サービス施設・事業所調査の介護療養型医療施設情報より区分
③ 病床数が200床以上、200床未満の区分
医療施設調査(静態・動態:病院)のデータにおいて許可病床数情報より区分
④ 院外処方の有無別の区分
医療施設調査(静態:病院)のデータにおいて院外処方せんの発行状況より区分
⑤ 一般病院と精神科病院の区分
医療施設調査(静態・動態:病院)のデータにおいて許可病床数のうち全てが精神病床である病院は精神科病院、それ以外は一般病院
⑥ 開設者の分類(別紙3)
医療施設調査(静態・動態:病院)の開設者情報から分類
(3) 一般診療所
① 入院患者の有無別の区分
入院患者の有無の区分については、医療施設調査(静態:一般診療所)の診療状況(9月30日の在院患者数・9月中に新たに入院した患者数・9月中の退院患者数)から、いずれか1つの項目において1人以上入院患者があれば、入院患者が有、3つの項目全てにおいて入院患者がいない場合は入院患者が無に区分
② 主たる診療科の区分(別紙4)

③ 介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所、行っていない一般診療所の区分
介護サービス施設・事業所より介護療養型医療施設情報より区分

④ 院外処方の有無別の区分
医療施設調査(静態:一般診療所)のデータにおいて院外処方せんの発行状況より区分
(4) 歯科診療所
① 院外処方の有無別の区分
医療施設調査(静態:歯科診療所)のデータにおいて院外処方せんの発行状況より区分
② 歯科医師1人、2人以上の区分
医療施設調査(静態・動態:歯科診療所)の従事者数から区分

(5) 保険薬局

① 開設者の分類
医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の基本データより、開設者(個人、法人)の別に分類

診療時間100時間未満の考え方について

表示診療時間の状況

Table showing the status of displayed medical hours by day of the week (月, 火, 水, 木, 金, 土, 日, 休日) and time of day (午前, 午後, 18時以降).

平成17年医療施設調査(静態)の「表示診療時間の状況」午前・午後(月～日)で○をした数が6個以下のものが100時間未満のものと判断し、7以上のものを抽出することとする。

(考え方)

○ 通常考えられる診療時間を基準に考える。

- 1日8時間診療とし、土曜日は半日(4時間)、日曜は休診と考えると、「1週間の診療時間=8時間×5日+8時間×1/2=44時間」となります。
44時間分の○の数(施設調査の(15)表示診療時間の状況の○)は11個であるので、○1個分の時間は4時間となります。
1月当たり100時間未満となる○の数は、「100時間/4時間=25(1月当たりの○の数)」
1週間当たりの○数は、「25×7/30=5.83≒6(1週間当たりの○の数)」

○の数が1週間6個までは1月100時間未満と判断し、○が7個以上のものを抽出する。

開設者区分について

Table mapping medical facility types (e.g., 厚生労働省, 独立行政法人) to their respective establishment categories (e.g., 国立, 公立, 公的, 社会保険関係法人).

国家公務員の地域手当に係る級地区分

Large table detailing regional allowances for national public employees, categorized by region (e.g., 1級地, 2級地) and listing specific municipalities and prefectures.

一般診療所に係る主たる診療科別の区分

Table mapping medical specialties (e.g., 呼吸器内科, 消化器内科) to their classification under general medical clinics.

※ 医療施設が掲げている診療科名のうち主たる診療科名によって区分を行う。

抽出率表(第17回医療経済実態調査(医療機関等調査))

病院	特定機能病院・歯科大学病院・こども病院	1/1
	上記以外	1/5
一般診療所		1/25
歯科診療所		1/50
保険薬局		1/25

保険局医療課保険医療企画調査室長 殿

大臣官房統計情報部企画課審査解析室長

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)に係る調査客体の抽出について(回答)

平成21年3月27日付け事務連絡「第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)に係る調査客体の抽出について」により依頼のあった標記について、別紙のとおり抽出したので送付します。

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)
病院の属性別内訳

	母数	標本数
合計	8,244	1,648
DPC対象病院の指定の有無		
1 有	904	181
2 無	7,340	1,467
介護療養施設サービス事業の有無		
1 有	1,775	355
2 無	6,469	1,293
病床数		
1 200床以上	2,485	496
2 200床未満	5,759	1,152
院外処方の有無		
1 有	5,628	1,124
2 無	2,616	524
都道府県の地域分類		
1 北海道	575	114
2 東北	609	121
3 関東	2,218	443
4 東海	685	137
5 北陸	281	54
6 近畿	1,183	238
7 中国	648	129
8 四国	480	100
9 九州	1,565	312
国家公務員の地域手当における級地区分		
1 1級地	367	72
2 2級地	297	62
3 3級地	553	109
4 4級地	829	170
5 5級地	527	99
6 6級地	1,226	248
7 その他	4,445	888
精神病院か否か		
1 精神病院でない	7,190	1,439
2 精神病院である	1,054	209
開設者区分		
1 国立	185	34
2 公立	958	193
3 公的	275	60
4 医療法人	5,494	1,095
5 社会保険関係法人	121	22
6 その他の法人	737	143
7 個人	474	101

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)
一般診療所の属性別内訳

	母数	標本数
合計	60,610	2,424
入院患者の有無		
1 有	6,965	279
2 無	53,645	2,145
主たる診療科		
1 内科	29,551	1,182
2 小児科	4,208	168
3 精神科	1,379	55
4 外科	3,752	150
5 整形外科	5,319	213
6 産婦人科	3,048	122
7 眼科	4,797	192
8 耳鼻咽喉科	3,855	154
9 皮膚科	3,046	122
10 その他	1,655	66
介護療養施設サービス事業の有無		
1 有	709	29
2 無	59,901	2,395
院外処方の有無		
1 有	38,936	1,560
2 無	21,674	864
都道府県の地域分類		
1 北海道	2,145	88
2 東北	4,493	178
3 関東	21,248	853
4 東海	6,371	254
5 北陸	1,487	57
6 近畿	9,203	367
7 中国	4,654	189
8 四国	2,364	97
9 九州	8,645	341
国家公務員の地域手当における級地区分		
1 1級地	5,307	214
2 2級地	2,653	107
3 3級地	5,747	233
4 4級地	7,356	298
5 5級地	4,117	161
6 6級地	9,324	388
7 その他	26,106	1,023

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)
歯科診療所の属性別内訳

	母数	標本数
合計	55,760	1,115
院外処方の有無		
1 有	14,273	285
2 無	41,487	830
都道府県の地域分類		
1 北海道	2,642	52
2 東北	3,541	71
3 関東	22,024	441
4 東海	6,095	122
5 北陸	1,065	21
6 近畿	8,885	178
7 中国	3,294	66
8 四国	1,751	35
9 九州	6,463	129
国家公務員の地域手当における級地区分		
1 1級地	6,132	123
2 2級地	2,771	56
3 3級地	5,775	115
4 4級地	6,826	137
5 5級地	4,119	82
6 6級地	8,120	160
7 その他	22,017	442
常勤の歯科医師数		
1 1人	44,001	872
2 2人以上	11,759	243

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)
保険薬局の属性別内訳

	母数	標本数
合計	38,667	1,546
国家公務員の地域手当における級地区分		
1 1級地	3,315	133
2 2級地	1,607	64
3 3級地	3,789	151
4 4級地	4,554	183
5 5級地	2,782	111
6 6級地	5,391	214
7 その他	17,229	690
経営主体		
1 個人	3,160	124
2 法人	35,507	1,422
都道府県の地域分類		
1 北海道	1,748	70
2 東北	3,290	131
3 関東	13,983	559
4 東海	4,031	161
5 北陸	634	26
6 近畿	5,511	220
7 中国	2,713	109
8 四国	1,177	47
9 九州	5,580	223

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)
病院の属性別内訳 一全数調査対象一
(特定機能病院、こども病院、歯科大学病院)

	施設数
合計	128
DPC対象病院の指定の有無	
1 有	92
2 無	36
介護療養施設サービス事業の有無	
1 有	1
2 無	127
病床数	
1 200床以上	103
2 200床未満	25
院外処方の有無 (6施設は静態に情報なし)	
1 有	117
2 無	5
都道府県の地域分類	
1 北海道	5
2 東北	8
3 関東	48
4 東海	14
5 北陸	4
6 近畿	20
7 中国	8
8 四国	5
9 九州	16
国家公務員の地域手当における級地区分	
1 1級地	18
2 2級地	5
3 3級地	16
4 4級地	21
5 5級地	10
6 6級地	18
7 その他	40
精神病院が否か	
1 精神病院でない	128
2 精神病院である	0
開設者区分	
1 国立	51
2 公立	30
3 公的	1
4 医療法人	1
5 社会保険関係法人	0
6 その他の法人	45
7 個人	0